

## 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 片岡 健一郎

# 工事監査結果報告書

監査対象工事	石仏公園整備工事（土木工事）
監査実施日	令和8年1月15日（木）
監査場所	岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場
監査概要	<p>この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。</p> <p>なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。</p> <p>この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。</p>

文書中の下線部は、  
\_\_\_\_\_部分は、留意事項  
.....部分は、今後に向けての提案及び要望である。

## 1 工事内容説明者

### 調査出席者

〃	都市整備課	課長	加藤 淳
〃	〃 整備グループ	グループ長	大徳 康司
〃	〃 〃	主任	長坂 浩之
	会計管財課	課長	若森 豊子
	〃 契約管財グループ	グループ長	森 吉正
	〃 〃	主査	櫻井 陽介

### 工事受注者

大興・栗本特定建設工事共同企業体

現場代理人（監理技術者）

富田 泰史

## 2 工事概要

(1) 工事場所 岩倉市石仏町地内

(2) 工事内容

平成22年度に策定した「第4次岩倉市総合計画」では、基本目標の一つに「自然と調和した安全でうるおいのあるまち」を掲げ、公園・緑地の確保と適正配置に努めることとしており、市内でも公園数の少ない北部地域に新たな都市公園を確保するため、既存の「石仏スポーツ広場」とその南側用地で本工事が着手している。

昨年に引き続き、公園施設だけではなく、球場やサッカーグラウンドを整備しており、今年度は芝生広場や園内の舗装等を整備する予定。

(3) 工事概要

- ・敷地面積 26,724.32 m<sup>2</sup>
  - ・グラウンド・コート柵工 H=8m、L=375m
  - ・園路広場整備工 A=4,050m<sup>2</sup>
  - ・雨水排水設備工 L=1,310m
  - ・建築施設整備工 N=6基
  - ・管理施設整備工 L=338m
  - ・植栽工 N=3,319本

(4) 工事受注者

大興・栗本特定建設工事共同企業体

〔第1回目 落札〕

(制限付一般競争入札「総合評価落札方式」 9者参加、予定価格事前公表、電子入札)

(5) 設計及び工事監理

設 計：株式会社オリエンタルコンサルタンツ中部支社  
工事監理：直営

(6) 事業費

設計金額(税込) 331,837,000 円  
契約金額(税込) 317,900,000 円 (うち消費税及び地方消費税 28,900,000 円)  
落札率 95.80%

(7) 工事期間

令和7年6月10日から令和8年3月31日まで(295日間)

(8) 進捗状況 (令和7年12月末日現在)

計画出来高 44.14% 実施出来高 38.21% (計画より 5.93%遅い)  
・公園内の雨水排水設備及び運動施設設備整備中  
・コート柵工施工中

(9) 工事監督職員

総括監督職員 加藤 淳 (建設部都市整備課長)  
主任監督職員 大徳 康司 (建設部都市整備課整備グループ長)  
専任監督職員 長坂 浩之 (建設部都市整備課整備グループ主任)

### 3 調査所見

#### 3-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている(地方自治法施行令第167条の16)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

31,790,000 円

[株式会社三菱UFJ銀行 一宮支店：契約金額の1/10以上]

(2) 「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づく前払金については、請求なく支払いなし。

(3) 入札状況について

- ・公告日 : 令和7年4月16日
- ・参加申込期間 : 令和7年4月16日 ~ 令和7年5月12日
- ・入札受付 : 令和7年5月13日 ~ 令和7年5月14日
- ・開封・開札日 : 令和7年5月15日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市一般競争入札参加資格要件設定基準」、「岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱」、「岩倉市特定建設工事共同企業体取扱要領」、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実

施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積期間は、「令和7年4月17日（公告翌日）～令和7年5月14日」（28日間）であり、建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第1項に規定された必要な見積期間（予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上）は確保されて適正であった。

本工事は、地方自治法第96条第1項第5号及び岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決（令和7年6月2日）を経て、適正に本契約（令和7年6月9日）を締結していた。

#### （4）契約関係書類

工事請負契約書は、岩倉市契約規則に基づき、令和7年6月9日に適正に締結されていた。工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款（令和7年4月1日一部改正）」を添付していた。

#### （5）現場代理人、監理技術者及び主任技術者届、施工体制台帳等

「現場代理人、監理技術者及び主任技術者届」は、適正に整備されていた。

「施工体系図」、「施工体制台帳」は、共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

#### （6）監督職員通知

建設業法第19条の2第2項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

本工事に任命されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

#### （7）建設業退職金共済制度

平成31年3月22日付け事務連絡で行政課長から、「建設業退職金共済制度の取扱いについて（通知）」が通知されており、この通知に基づき適正な管理に努めていた。

受注者は、建設業退職金共済制度<sup>\*1</sup>に加入している。

証紙購入（令和7年7月1日）の「掛金収納書（電子申請方式）」を確認した。適正であった。

※1 建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている**。上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、**本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である**。

## (8) 工事保険契約

受注者は、労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険等に加入しているとのことである。

なお、工期：令和8年3月31日までであったので、検査日迄（14日以上）、保険契約期間を延長することを検討してほしい。

（岩倉市会計管財課工事完了検査前に、受注者職員等が現場にて確認作業を行なうため）

## 3-2 設計・積算に関する書類

### (1) 設計に関する書類

#### ア 設計方針

都市公園としての様々な利用を想定し、公園のエントランスゾーン、トイレや更衣室を併設する管理棟のサービスゾーン、遊具広場のあるプレイゾーン、多目的に利用できる芝生広場ゾーン、運動施設利用者のためのソフトボール場及びサッカー場ゾーンにゾーニングすることで公園施設利用者と運動施設利用者が混在しないような計画とした。

更に災害時の一時避難場所となることを考慮し、園内には防災機能を有した設備を配置することとしている。

#### イ 設計について

設計は、「株式会社オリエンタルコンサルタンツ中部支社」が実施していた。

特記仕様書及び図面等を確認した。適正に作成していた。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	国土交通省 土木工事標準積算基準書 (共通編)	一般財団法人建設物価調査会	令和6年6月
2	屋外スポーツ施設の建設指針	(公財)日本スポーツ施設協会 屋外施設部会	令和5年改訂版
3	都市公園技術標準解説書(令和元年度版)	一般財団法人日本公園緑地協会	令和元年7月

### (2) 積算に関する書類

#### ア コスト縮減

サッカー場の舗装について、人工芝、天然芝で比較検討を行い、総コスト（施工費＋維持費）に対する10年間のグラウンド使用想定時間から安価な人工芝を選定した。また、災害時の利用を想定している防災パーゴラについても価格に対するの機能性等を比較し、コストが極力低くても十分な機能を有している商品を選定している。

#### イ 工事積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表」及び「設計単価表」に基づき、また、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「建築コスト情報」及

び「土木コスト情報」により適正に算出されていた。

物価資料によらない場合は、3社以上から見積りを徴取し、上下30%の範囲内の最低見積価格からスライド掛率を反映し本工事採用単価とし、基準通りで適正であった。

#### ウ 参考数量内訳書

内容的に問題はなく、適正に作成整備されていた。

積算体系、単価適用年月（令和7年4月1日）が記載され、根拠が明確であった。

#### 【単価・歩掛がない場合の取扱い】

原則として、以下の順番をルールとしている。

（「積算基準及び歩掛表・設計単価表」愛知県建設局発行）

- ① 公的単価（物価資料、積算資料、建築コスト情報、土木コスト情報等）
- ② 見積もり（3社以上）

※物価資料に掲載が無く、概略設計金額が100万円以上のものは個別特別調査を実施したうえで単価を決定する。

#### 【数量算出・設計書の照査方法】

- ① 照査技術者による照査を実施。
- ② 工事発注時において、図面、数量、設計書の整合性確認を実施。

（単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針）

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	積算基準及び歩掛表【土木工事編】	愛知県	令和6年10月改定
2	設計単価表	愛知県	令和7年4月
3	建設物価	一般財団法人 建設物価調査会	令和7年3月
4	積算資料	一般財団法人 経済調査会	令和7年4月
5	建築コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和7年4月
6	土木コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和7年4月

### 3-3 施工に関する書類

#### (1) 現場代理人、監理技術者、主任技術者

「現場代理人、監理技術者、主任技術者届」は、契約後5日以内に適正に提出させていた。受注者の大興・栗本特定建設工事共同企業体の代表者が現場代理人、監理技術者を選出し、構成員が主任技術者を選出していた。監査当日は、現場代理人が同席していた。

#### (2) 関係諸官庁への届出

「特定建設作業届出書（岩倉市長）」等必要な手続は的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

#### (3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（コ

リンク・工事实績情報システム) 登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

現場に技術者(大興建設)が常駐していた。若手人材の育成、技術者のインセンティブを与える観点から「担当技術者」として登録されるようお願いしたい。

#### (4) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。

【参考】施工体制台帳等に関して関係法令等に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類(建設業法施行規則第14条の2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。  
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項)
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項で準用する建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、工事中は工事現場に備え置くことが義務づけられている。(建設業法第24条の8)
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間)保存することが義務づけられている。(建設業法第40条の3、同法施行規則第26条、第28条)

※「愛知県土木工事現場必携(令和7年4月)」第6章資料に記載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)【第15版】令和7年4月1日一部改定(P494)」より

【Q:5-4】施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第14条の2第2項で規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第14条の4第3項で規定されている。具体的には、以下のとおり。
  - (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
  - (2) 下請負契約書の写し
  - (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
  - (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
  - (5) 監理技術者補佐(配置する場合)の資格及び雇用を証する書面
  - (6) 専門技術者(配置が必要な場合)の資格及び雇用を証する書面
  - (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し  
(以下略)

#### (5) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値(曲線グラフ)を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

現在、12月末出来高は、38.21%であったが、コート柵工を1月に完了するため

出来高が上がるとのことであった。

(6) 履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。令和7年12月末日現在、計画工程より5.93%と若干遅れを来しているが問題ないとのことであった。

(7) 施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

サンプリング監査で全てを確認できていないが、提示された施工計画書を確認した。適正であった。

(8) 写真管理

サンプリング監査で全てを確認できていないが、提示された写真については、適切に整理されていた。

(9) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備・保管されていた。

使用資材一覧表は、工種ごとに適正に提出していた。

材料搬入報告書、施工報告書、測定報告書は、現在整理中であった。

コート柵工（ポール）材料品質、規格（φ、厚、寸法）等が、未整理であった。整理しておいて頂きたい。

(10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」：「COBRIS<sup>\*2</sup>」登録

工事ID-034415704 一般財団法人日本建設情報総合センター

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」「登録証明書」を提出させること。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

<p>(リサイクル状況の集約への協力)</p> <p>第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、<u>工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。</u></p> <p>2 発注者は、工事登録証明書を受領した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。</p> <p>3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

※2 「COBRIS」 (Construction Byproducts Resource Information interchange System)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。</li> <li>・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。</li> <li>・建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上が目的。</li> </ul>
---

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約などは、適正に実施されていた。

- ・建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理は、適切に実施されていた。産業廃棄物管理票(マニフェスト)は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出することである。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No.	項目	産業廃棄物		土捨
		アスファルトがら	コンクリートがら	建設汚泥
1	委託契約書	有・無	有・無	有・無
2	処分業許可証	有・無	有・無	有・無
3	収集・運搬業許可証	有・無	有・無	有・無
4	処分地・運搬経路図	有・無	有・無	有・無
5	マニフェスト管理	有・無	有・無	有・無

### 3-5 安全管理に関する事項

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY（危険予知）活動記録で周知徹底がなされていた。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中の項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・ <input type="checkbox"/> 週報・ <input type="checkbox"/> 月報 <input type="checkbox"/> 品質管理・ <input type="checkbox"/> 出来形管理・ <input type="checkbox"/> 納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 <input type="checkbox"/> 打合せ簿・ <input type="checkbox"/> 指示書・ <input type="checkbox"/> 実施工程管理表 <input type="checkbox"/> 工事写真帳	<input type="checkbox"/> 朝礼・ <input type="checkbox"/> 安全会議記録・ <input type="checkbox"/> 災害防止協議会 <input type="checkbox"/> 安全パトロール記録 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育 <input type="checkbox"/> 建設業許可票・ <input type="checkbox"/> 労災保険成立票 <input type="checkbox"/> 施工体制体系図・ <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制図 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

### 4 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 現場は整理整頓が行き届いていた。良好であった。
- (3) 現場は、公園敷地内であり、第三者が侵入しやすいため、4方向に「関係者以外立入禁止」の看板設置の徹底をお願いします。

### 5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事实施状況を確認した。

工事現場は、整理・整頓がなされ、適切な管理状態であり良好であった。

各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されていた。

設計変更（数量）取りまとめに時間を要するかと考える。早い段階で受注者と協議を実施し、受注者に数量算出をさせ対応しておくことが肝要と考える。

施工場所は公園敷地内（粘性土地盤）であるので、周辺道路を工事車両に付着した敷地内の土で汚さないよう雨天時は特に留意して頂きたい。

受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、より徹底した施工管理を実践し、発注者は、指導的立場により、適切な指示・指導を行い第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底に努め、無事故・無災害での完成をお願いします。